

全日本チェンソーアート協会細則

(目的)

第1条 この全日本チェンソーアート協会細則（以下「細則」という）は、全日本チェンソーアート協会会則（以下「会則」という）を補完、補足し、適切な運用を図るため定めるものである。

(事業の必要事項)

第2条 本協会が、会則第4条に規定する会員団体、他団体と共催する事業および協会以外の団体が行う事業に関して必要な事項を定める。

(1) 共催および後援

ア 共催とは、その事業の実施にあたり企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。

イ 後援とは、その事業の趣旨に賛同し開催を援助するために名義使用を認めることをいう。

ウ 共催・後援（以下「共催等」という。）の承諾は、事業の目的・内容が明確に協会の目的と一致するものでなければならない。

エ 共催等を受けようとする者は、あらかじめ申請書を協会に提出し、その承諾をうけなければならない。

オ 協会は、共催等を承諾した場合、当該申請者に対して承諾書を交付するものとする。

カ 主催者は、共催等を受けた事業が終了した場合、申請書別紙を報告するものとする。

(会員の種別)

第3条 会則第5条に定める会員の種別は、次のとおりとする。

正会員	個人会員	本協会の趣旨に賛同し、個人会員入会申込みを行い、細則第5条に定める個人会費を納入したカーバーの個人会員
	団体会員	本協会の趣旨に賛同し、団体会員申込みを行い、細則第5条に定める団体会費を納入したチェンソーカービングクラブ等の団体所属の個人会員
準会員		本協会の趣旨に賛同し、本協会に協力を申し出た個人
賛助会員		本協会の趣旨に賛同し、細則第5条に定める賛助会費を納入し、協会が認めた企業・団体および個人

(入会条件)

第4条 会則第6条第2項の入会条件は次のとおりとする。

本協会の趣旨に賛同し、本協会の名誉を傷つけ、多大な損害を与える恐れのないと思われる者

(会費)

第5条 会則第7条に定める会費は、次のとおりとする。

正会員	個人会員	2,000円/年間	
	団体会員	1,000円/1団体1名につき(年間)	
準会員		1,000円/年間	
賛助会員	5,000円 /1口	◇プラチナスポンサー	20口
		協会主催・共催・後援事業に広告 HPバナー(大)、リンク紹介	
		◇ゴールドスポンサー	10口
		協会主催・共催・後援事業に広告 HPバナー(中)、リンク紹介	
		◇シルバースポンサー	5口
		HPバナー(小)、リンク紹介	
		◇ブロンズスポンサー	1口
HPバナー(名称のみ)、リンク紹介			

(会費の納入期限)

第6条 会費の納入期限は、次のとおりとする。

- 2 新規会員については、随時会費納入とする。ただし、年度の途中であっても会費は年額とする。
- 3 退会による会費の返還は、いかなる場合でも返還しない。
- 4 団体会員については、所属する団体の会費一括納付とする。ただし、年度途中の増加分は随時納付するものとする。
- 5 団体会員として入会する場合は、所属する団体の代表者より、入会者の名簿を添付すること。
- 6 住所・氏名・連絡先等の変更がある場合は、速やかに変更届を行うこと。
- 7 会員継続の場合は、毎年5月1日から3ヶ月以内とする。
- 8 会員継続の場合で、期限内に会費の納入が無い場合は、自動的に退会とする。

(その他の役員)

第7条 会則15条第2項に定めるその他の役員は、次のとおりとする。

- 2 その他の役員は、必要に応じてその種別、職務、選出方法、任期等を役員会で決定することができる。

- 3 その他の役員の中に、会長の判断により必要に応じて、相談役として特別職を置くことができる。ただし、この特別職は、役員の議決権がないものとする。
- 4 その他の役員は、特別な事由がある場合に設けるものとし、恒常的な役員となる場合は、総会の議決により、会則改正を行うものとする。ただし、前項の特別職は、この限りでない。
- 5 有志による委員会や勉強会などの設置は、設置しようとする者が、会長へ設置目的、趣旨、役員、活動内容などを明記した設置申請を行い、役員会の決議により設置することができる。

(資産の管理)

第8条 会則第25条に定める資産の管理方法について、会長が定める。

(経費の支弁等)

第9条 会則第26条に規定する経費の費用弁償は、役員の議決により会長が定める。

(事務局)

第10条 会則第37条第3項に規定する事務局を設置した場合の組織および運営に関する必要な事項については、役員会の議決を経て、会長が定める。

(規則の改廃)

第11条 この細則の改正は、役員会の議決を経て、変更することができる。

(細則)

第12条 この細則に定めるもののほか、本協議会の運営に関して必要な事項は役員会の議決により定める。

附 則

- 1 この細則は、会則制定の日から施行するものとする。